

第 8 回総会 令和 6 年 1 月 3 0 日

局 長 起立、一同礼、着席

局 長 総会に先立ちまして、1月の業務報告をいたします。

報告、業務報告

局 長 また、相続届出 9 件、使用貸借合意解約 3 件、賃貸借合意解約 12 件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

尚、12月に承認いただいた議案で、議案第 29 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてのうち、申請番号 4 番についてご報告がありますので清係長より説明をお願いします。

事務局 先月の三財地区の山林への転用案件ですが、承認申請後に渡人がお亡くなりになっていたことが分かりました。そのため、現在保留の状態となっております。相続の手続きが終わる又は相続人が確定した段階で修正をいただいたうえで、常設審議委員会案件として、修正後の内容で諮りたいと思っております。

局 長 これからの、総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会 長 ただ今から令和 5 年度第 8 回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。

本日は、農業委員 16 名 推進委員 15 名、合計 31 名の出席であります。

本日の議案件数であります、5 件を提案しております。

議 長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。13 番 ○○委員、30 番 ○○委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議 長 議案第 33 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 33 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、議案書 1 ページの通り申請件数は 1 件であります。

議長 1番について特別調査員の報告をお願いします。

7番 今回は23番 ○○委員と私(7番 ○○委員)が会長の命を受けまして、12月18日、午前9時00分より、清係長と申請書の審査等を実施した後、鎌田事務局長同行のもと、農地法第5条1件の現地調査を行いました。尚、非農地証明調査には、12番 ○○委員にも同行いただきました。順次報告しますので、皆さまのご審議をよろしく願いいたします。

23番 農地法第5条の1番について説明します。申請地は穂北地区の○○集落で、○○から北へ400mのところにある農地です。受人が渡人より使用貸借により借受けをし、共同利用施設及び駐車場を建設するために申請されたものです。申請地は東側は堤防、西側は田、南側は田、北側は堤防となっています。雨水は自然浸透及び素掘りの水路より南側側溝へ排水します。転用に伴う土砂の流出については、素掘りの水路を作ることにより防ぎます。転用する土地の周辺関係者等への説明もなされており、同意も得ております。申請地は農地の広がり10ha以上の第1種農地となりますが、農業用施設用地であるため、許可可能な案件となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく願いします。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 本案件は令和5年度農山漁村振興交付金を活用して、○○が穂北地区に新規就農者向けの定着支援ハウス団地を建設中で、その入植者の駐車場および共同利用施設を建設するための申請になります。

議長 1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

5番 図面を見ると用水路の上に蓋のようなものがかかっているのは、橋ですか。

事務局 そうです。蓋がけをして通行可能にしたいと聞いております。

5番 建物が建つ部分の高さは現状のままでしょうか。

23 番 若干嵩上げをするということでした。

5 番 ここは、地面が用水路より 30 cmほど低くなっており、用水路に草止めのゲートがかかっています。そのゲートに草が引っかかり、用水路から水が毎年あふれます。ゲートを外す計画をしないと施設が水浸しになるのではないのでしょうか。

事務局 委員の指摘を受けましたので、申請人に伝え、あふれないような対策をとるよう指導したいと思います。

5 番 前から私もゲートを外すよう言っており、改良区に言って外すようにすると聞いたような気がします。今日の話を知ると、そのような説明をされていないようです。外す予定がないのであれば、このことを強く言ってもらわないと私は賛成できません。

事務局 ご指摘のあった件につきましては、農業委員会より申請人へ、解決策を文書等でいただくよう求めたいと思います。

2 番 使用貸借ですが、賃借料は取らないのですか。

事務局 共同利用施設が建つこの申請地については、公社が購入していますが、借地料はハウス入植者が按分で支払うこととなっております。このように、地代としては別途、公社へ支払われることとなりますので、施設を建設する〇〇への貸借については、使用貸借とすることとなったと公社より説明を受けております。

議長 ほかにありませんか。

(委員なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(15名挙手)

議長 15名賛成ということで過半数を満たしますので承認することに決定いたします。

議長 議案第34号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

局長 議案第34号農地法第3条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書2～3ページの通り、申請件数は6件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、「受人の権利取得後の農業経営の意思、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ない」という確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a当たりの単価等特別な事項等がある場合は、担当者が報告いたします。

議長 1番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

4番 1番を説明します。今回の申請は静岡県の渡人から、右松〇〇集落の受人への贈与による所有権移転となります。申請地は〇〇集落にある〇〇から南へ約200mのところにある農地です。受人は〇〇地区で研修中でピーマンを8a作付けされています。〇〇に建設中の定着支援ハウス団地に入植しピーマンを23a作付けする予定となっております。申請地には野菜を作付けする予定で、農地として活用されることを確認しています。農機具はトラクター1台、管理機1台、軽トラ1台を所有しており、農業に必要な機械は一式そろっております。周辺の作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 説明がありました1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願

います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に2番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

10番 2番を説明します。今回の申請は清水地区の渡人から、清水地区の受人への贈与による所有権移転となります。申請地は〇〇から南東へ約300mのところ
で〇〇にある農地です。受人は〇〇集落で水稻を中心に7ha作付けされています。申請地には水稻を作付けする予定で、農地として活用されることを確認
しています。農機具はトラクター3台、コンバイン1台、田植機1台、軽トラ
2台を所有しており、農業に必要な機械は一式そろっております。周辺の作物
の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろし
くお願いします。

議長 説明がありました2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願
います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に3番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

10 番 3番を説明します。今回の申請は清水地区の渡人から、清水地区の受人への贈与による所有権移転となります。申請地は2番の申請地2筆に挟まれた農地です。受人は〇〇集落で水稻を中心に7ha作付けされています。申請地には水稻を作付けする予定で、農地として活用されることを確認しています。農機具はトラクター3台、コンバイン1台、田植機1台、軽トラ2台を所有しており、農業に必要な機械は一式そろっております。周辺の作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 説明がありました3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に4番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

7 番 4番を説明します。今回の申請は穂北地区の渡人から、三納地区の受人への贈与による所有権移転となります。申請地は〇〇集落にある〇〇の北へ約300mのところにある農地です。受人は水稻、WCSを2ha作付けされています。申請地には水稻、WCSを作付けする予定で、農地として活用されることを確認しています。農業に必要な機械は一式そろっております。周辺の作物の影響

等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく
願います。

議長 説明がありました4番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願
います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に5番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

7番 5番を説明します。今回の申請は三納地区の渡人から、穂北地区の受人への
贈与による所有権移転となります。申請地は三納地区〇〇集落にある〇〇の北
へ約300mのところにある農地です。受人は水稻、WCSを2ha作付けされ
ています。申請地には水稻、WCSを作付けする予定で、農地として活用され
ることを確認しています。農業に必要な機械は一式そろっております。周辺の
作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよ
ろしく願います。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買価格は10aあたり〇〇万円、総額〇〇万円です。

議長 説明がありました5番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願
います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に6番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

17 番 6番を説明します。今回の申請は下三財地区の渡人から、下三財地区の受人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇から北へ200mのところにある農地です。受人は〇〇集落の〇〇が母体である、〇〇で、3年前よりスイートコーンを70a作付されております。農機具はトラクターはレンタルです。他の農業機械は近くの農家より借りています。申請地にはゆずを作付けする予定で、ゆず加工場とのコラボレーションをしていきたいとのことです。周辺の作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買価格は10a当たり〇〇万円です。

議 長 説明がありました6番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

32 番 受人が〇〇ですが、〇〇という名前には意味があるんですか。

17 番 〇〇の作付けは一切行っておりません。単なる会社の名前です。

32 番 〇〇の従業員に農業経験者がおられ、その方が従事されるということですか。

17 番 そのとおりです。

5 番 畑にゆずを植えるのは作付け要件を満たすんですか。

事務局 ゆずは果樹であり作付けすることに問題ありません。

5 番 田にゆずを植えるのも可能ということですか。

29 番 田に植えることも可能です。

26 番 くぬぎも植えることができるということでしょうか。

29 番 くぬぎは木材として利用するものであり、植林となるため出来ません。

10 番 私が耕作している畑の近くにゆずを植えて管理されている人がいます。ここでは全体にネットを張って鹿の被害の対策をしております。申請地周辺にも鹿の被害があれば、対策が必要ではないでしょうか。

29 番 上三財地区ではネットや電柵といった対策をしておりますので、されると思います。

3 番 受人は合同会社ですが、〇〇と合同で栽培されるということですか。

事務局 〇〇とは別会社であり、定款の事業内容に農作物の栽培とあります。合同での栽培ではありません。

32 番 何年かして〇〇とならないか懸念されます。継続的に作付けされるような契約はできないのでしょうか。

事務局 当委員会では農地の売買としての所有権移転の審議を行うものであり、一定期間の作付けを条件とした契約を求めることはできません。ただし、事務局としても懸念がありましたので、受人に意思確認をおこなったところ、他の用途にする意思はないとのことでした。青地であり計画の変更は難しいことも説明したうえで、ゆずを栽培していきたいとの意思確認ができました。

32 番 農業委員会として、5年なり10年なりの作付条件をつけることは出来ないのでしょうか。

事務局 法的に出来ないと考えます。委員さんの継続的な状況確認をお願いしたいと思います。また、今回出た意見は受人に伝えたいと思います。

議長 ほかにありませんか。

(委員なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 議案第 35 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定による承認について、事務局の説明を求めます。

局長 議案第 35 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定による承認につきまして、説明します。全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和 6 年 2 月 5 日を予定しております。

まず、所有権移転分として、議案書 4～5 ページのとおり 3 件であります。

議長 説明がありました 1 番から 3 番について、一括して審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

(委員なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 引き続き事務局の説明を求めます。

局 長 次に、賃貸借設定分として議案書 6～9 ページのとおり 7 件であります。

議 長 説明がありました 1 番から 7 番について、一括して審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 36 号農用地利用集積等促進計画の承認についてを提案いたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 36 号農用地利用集積等促進計画の承認について、議案書 10～20 ページのとおり 17 件であります。

尚、全ての案件において、農用地利用集積等促進計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規定に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、県が一括して行うこととなっております。

議 長 17 件の議案のうち、申請番号 2 番は〇〇委員が受人の案件でありますので、2 番を除く 16 件の議案について、一括して審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

11 番 相続人代表名義での賃貸借権の設定が全体的に多く感じます。未相続農地については、委員より相続を促すようにしてはいかがでしょうか。

事務局 今後も相続が必要な農地が増えていくことが予想されます。4月より3年以内の相続登記の義務化が始まることもありますので、農業委員会としても出来る範囲で周知していきたいと思ひますし、委員の立場でも状況により伝えていただければと思ひます。

議 長 ほかにありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 それでは、申請番号2番の審議をお願いします。農業委員会法第31条の規定により〇〇委員の議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議 長 それでは、2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願ひます。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 37 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。
事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 37 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について説明いたします。今回の非農地証明交付申請は、議案書 21 ページの通り 1 件であります。

議 長 番号 1 について地元委員の説明を求めます。

12 番 1 番について説明します。申請地は都於郡地区〇〇集落にある農地です。詳細につきましては、配布済みの地図をご参照ください。申請人の〇〇さんが所有している農地ではありますが、30 年以上耕作されておらず、将来的にも農地として活用することが困難な農地であります。また、農用地区域内でもなく、公共投資の対象にもなっておらず、優良農地でもないことから非農地判断事由 4 に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 説明につきまして、審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 暫時休憩。

議 長 ただ今から協議会とします。

協 議 会

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 4 時 30 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 _____

13 番 _____

30 番 _____